

## 検察庁法に違反する定年延長の閣議決定の撤回を求め、国家公務員法等の一部を改正する法律案に反対する会長声明

第1 政府は、本年1月31日、本年2月7日に定年退官する予定だった東京高等検察庁の検事長の定年を半年間延長することを閣議決定した。政府は、検察庁法が制定された昭和22年以降、「検察官には国家公務員法による定年延長は適用されない」と解釈してきたが、閣議決定により、従来の解釈を変更したと説明している。

しかし、今回の閣議決定による定年延長は、法治主義の原則、三権分立の原理等の見地から極めて問題が大きく、国民の司法権への信頼をも揺るがすものであり、到底、容認することはできない。

### 1 国家公務員法の定年制は検察官には適用がなかったこと

検察官の定年については、一般の国家公務員とは異なり、昭和22年に定められた検察庁法22条において、「検事総長は、年齢が六十五歳に達した時に、その他の検察官は年齢が六十三歳に達した時に退官する」と明記され、例外は設けられていなかった。それは、検察官が行政官ではあるものの、刑事事件における職務権限が付与され（検察庁法4条、6条）、司法の一翼として準司法的役割を担うことから、政治からの独立性と中立性の確保が特に強く要請されるからである。

その後、昭和56年に国家公務員法が改正され、国家公務員の定年とその延長制度（国家公務員法81条の3）が導入されたが、検察官の定年については、国家公務員法の定年延長を含む定年制は検察庁法により除外されているので、検察庁法22条のみが適用され、国家公務員法の定年制は検察官には適用されないとされてきた。

### 2 今回の閣議決定は法治主義の原則に反する重大な行為であること

ところが、政府は、閣議決定により、従来「検察官には適用されない」とされてきた条文について、「国家公務員法81条の3は、検察官にも適用できる」と解釈を変更した。

しかし、法律解釈には、ルールと限界があり、政府は、それを無視して国会が立法した法律を自由に解釈してよいはずがない。もし、政府がその都合に合わせて解釈を変更できるとすれば、法の安定性が著しく損なわれ、法治主義の原則に反する重大な行為である。

### 3 閣議決定による法律解釈の変更は立法権を侵害し、三権分立の原理に反すること

憲法は、国家権力を立法、行政、司法の三権に分け、立法権は国会の専権事項とされている（憲法41条）。検察庁法、国家公務員法も、国会での審議、議決を経て成立した法律である。

この点、閣議決定によってルールと限界を逸脱した法律解釈の変更が容易に認められるとすると、国会が想定した意味と全く違う意味の法律を政府が作ることに等しい。

それは、国会を唯一の立法機関と定めた憲法41条に抵触し、憲法の基本原理である三権分立の原理に反するものである。

4 閣議決定により個別検察官の定年を延長することは国民の司法権への信頼を揺るがす重大な行為であること

検察官は、三権分立のうち司法権の一翼を担う公益の代表者として、内閣総理大臣をはじめとする政府の要人でさえ捜査し訴追できる権限を持っている。にもかかわらず、政府が閣議決定で個別の検察官を特例的に定年延長の上で職務を継続させた場合、国民は、当該検察官が政府の意向を忖度するのではないかという不信感が拭えず、当該検察官の職務上の行為を公正・中立なものとして信頼することはできない。

その意味で今回の閣議決定は、国民の司法権への信頼を揺るがす重大な行為である。

第2 このように様々な問題のある検察官の定年延長の閣議決定に関し、政府は、本年3月13日、国家公務員法等の一部を改正する法律案（検察庁法の一部改正を含む。）を閣議決定し、これを国会に提出した。この改正案は、すべての検察官の定年を現行の63歳から65歳に段階的に引き上げたうえ、63歳になった者は、検事総長を補佐する最高検次長検事や高検検事長、各地検トップの検事正などの役職に原則として就任できないが（役職定年制）、「内閣」が「職務遂行上の特別の事情を勘案し（中略）内閣が定める事由があると認めるとき」（検察庁法改正案第22条第5項）は、特例措置として63歳以降もこれらの役職を続けられるようにしている内容になっている。

しかし、もし、このように内閣が定める事由があると認められれば、特例措置が受けられるという法律に改正されてしまうと、時の政府の意向次第で、検察庁法の規定に基づいて上記の東京高検検事長の定年延長のような人事が可能になってしまう。

これは、汚職事件など政界が絡む犯罪に対し、強い職務権限を持ち、準司法的役割を担う検察官の政治からの独立性・中立性の確保という検察庁法の趣旨を根底から揺るがすものであり、到底、容認することはできない。

第3 結論

よって、当会は、検察庁法に違反する定年延長の閣議決定に強く抗議し、その撤回を求めるとともに国家公務員法等の一部を改正する法律案のうち検察官の定年ないし勤務延長に係る「特例措置」に係る部分の改正に強く反対する。

令和2年4月 日

徳島弁護士会  
会長 志 摩 恭 臣